

事務連絡
令和3年1月22日

各都道府県教育委員会高等学校所管課
各指定都市教育委員会高等学校所管課
各都道府県私立学校担当課
附属高等学校を置く
各国公立大学法人の高等学校所管課
御中

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室

令和3年度「マイスター・ハイスクール事業（次世代地域産業人材育成刷新事業）」の公募要領の変更について

標記事業の公募については、令和3年1月14日付事務連絡により周知したところですが、公募要領の「2. 事業の概要」の「(10) 経費」の記載について、下記の通り変更しますのでお知らせいたします。

令和3年1月14日付事務連絡を周知いただいた関係各位にも本事務連絡について周知いただくようお願いいたします。

記

「2. 事業の概要」の「(10) 経費」の記載の変更内容

「2. 事業の概要」の「(10) 経費」において、本事業において指定校となる高等学校等は、文部科学省が実施する研究開発学校等の指定事業の指定を受けることができないとこととしておりましたが、本事業をより多くの高等学校等に申請いただけるよう、これを見直し、本事業の指定を重複して受けることができない場合を、職業教育を主とする学科等のみを対象とした研究開発事業の指定を受けている場合のみとしましたので、公募用要領を別添のとおり変更します。

なお、改正後の公募要領を文部科学省ホームページに掲載しますのでご確認ください。
(ホームページ掲載アドレス)

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00095.html

又は <http://www-gpo3.mext.go.jp/MextKoboHP/list/kp010000.asp>

本件担当

産業教育係 遠藤、蔵楽

TEL : 03-6734-2904 (内線 2904)

E-mail : sangyo@mext.go.jp

訂正後	訂正前
<p>(10) 経費</p> <p>本事業に係る経費は、指定内定後、改めて別途提出を求める実施計画書(マイスター・ハイスクール事業委託要項(以下「委託要項」という。))6.(1))に基づき、文部科学省と管理機関がその計画について調整を行った上で委託契約を締結し、適当と考えられる経費に関して、初等中等教育振興事業委託費(「マイスター・ハイスクール事業」)により、文部科学省から措置を行うこととします。</p> <p>なお、特定の研究開発事業に取り組む際には、学校における働き方改革を推進しつつ、様々な資源を集中的・効率的に活用し、取り組むことが適当であることも踏まえ、文部科学省が実施する職業教育を主とする学科等のみを対象とした研究開発事業の指定を受けている高等学校等の場合、本事業の指定を重複して受けることは原則としてできません。</p> <p>また、本事業において指定校となる高等学校等が、同時に上記の研究開発事業以外の国の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないので、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画することが必要です。</p>	<p>(10) 経費</p> <p>本事業に係る経費は、指定内定後、改めて別途提出を求める実施計画書(マイスター・ハイスクール事業委託要項(以下「委託要項」という。))6.(1))に基づき、文部科学省と管理機関がその計画について調整を行った上で委託契約を締結し、適当と考えられる経費に関して、初等中等教育振興事業委託費(「マイスター・ハイスクール事業」)により、文部科学省から措置を行うこととします。</p> <p>なお、本事業において指定校となる高等学校等は、一の高等学校等においては特定の研究開発事業に集中的に取り組むべきとの観点から、文部科学省が実施する研究開発学校等の指定事業(研究開発学校、「スーパーグローバルハイスクール」、「スーパーサイエンスハイスクール」、「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」、「WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業」「地域との協働による高等学校教育改革推進事業(高等学校等における研究開発)」等)の指定を受けることはできません。</p> <p>また、本事業において指定校となる高等学校等が、同時に上記の研究開発学校等の指定事業以外の国の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないので、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画することが必要です。</p>